

平成30年7月11日

問い合わせ先	健康福祉局高齢福祉課福祉係
	504-2145（内線 3866）

高齢者住宅整備資金貸付金の返済猶予

1 支援策の内容

災害等により支払期日に返済することが著しく困難になった場合に、1年以内の期間を限って、返済を猶予します。

2 対象者

次のいずれかに該当される方

- (1) 「広島市災害見舞金」支給対象となる方
- (2) 災害により収入が減少、又は災害復旧に要する経費が多額となる方

3 手続きの方法

高齢福祉課（☎504-2145）にお問い合わせください。